

被災者生活再建支援制度について

1 被災者生活再建支援制度とは

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です。

2 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火などの自然現象によって住宅に被害があった場合に対象となります。

ただし、この制度が適用になるには、被害の大きさが法律で決められており、適用になるかどうかは、県の公示があります。

3 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(単位：万円)

区 分		基礎支援金	加算支援金	計 ①+②
		住宅の損害程度	住宅の再建方法	
		①	②	
複数世帯 (世帯の構成員が複数)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入 200	300
			補修 100	200
			賃借 50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50	100
	中規模半壊世帯	—	建設・購入 100	100
			補修 50	50
			賃借 25	25
単数世帯 (世帯の構成員が単数)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入 150	225
			補修 75	150
			賃借 37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃借 37.5	75
	中規模半壊世帯	—	建設・購入 75	75
			補修 37.5	37.5
			賃借 18.75	18.75

4 申請に必要なもの

- (1) 被災者生活再建支援金申請書
- (2) り災証明
- (3) 住民票
- (4) 預金通帳の写し
- (5) 「加算支援金」を同時に申請される場合は、住宅の再建方法（住宅の建設・購入、補修または賃借）に応じ、そのことを確認できる契約書等の写し

5 支援金の申請期間

- (1) 基礎支援金 発災日から13ヶ月
- (2) 加算支援金 発災日から37ヶ月